

平成31年(ワ)第267号 損害賠償請求事件

原 告 原告番号1ないし6

被 告 国

証 拠 説 明 書 (1)

令和元年12月16日

札幌地方裁判所民事第2部合議係 御中

被告指定代理人	中	野	雅	文
	田	湯	夕	奈
	梶	田	聖	子
	細	矢	暁	秀
	秋	田		純
	周	藤	崇	久
	陶	山	敦	司
	佐	藤	博	行

略語は、準備書面の例による。

号証	標 目 (作 成 者)	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙1	「新版注釈民法(21)親族(1)」(抜粋) (青山道夫=有地亨編)	写し H元. 12. 15	婚姻制度についての伝統的な理解等
乙2	「新注釈民法(17)親族(1)」(抜粋) (二宮周平編)	写し H29. 10. 20	同上
乙3	「民法要義卷之四終」(第16版)(抜粋) (梅謙次郎)	写し M39. 10. 22	明治民法における婚姻は、我が国の従来 of 慣習を制度化したものであること等
乙4	「親族法」(抜粋) (穂積重遠)	写し S9. 4. 10	同上
乙5	「日本親族法論」(第5版)(抜粋) (牧野菊之助)	写し T3. 8. 20	同上
乙6	衆議院司法委員会議事録 (抜粋)	写し S22. 7. 28	現行民法への改正に係る法律案の提案理由
乙7	参議院司法委員会議事録 (抜粋)	写し S22. 7. 30	同上
乙8	「法律學体系コンメンタール篇 親族法・相續法」 (抜粋) (我妻榮=立石芳枝)	写し S27. 12. 25	現行民法制定後に発刊されたコンメンタールにおいて婚姻が男女間のものであることを前提とした記載が存在すること等
乙9	「親族法(上)」(抜粋) (中川善之助)	写し S33. 2. 20	現行民法制定後の同性婚に関する議論の状況を見ても、婚姻の

				当事者は男女であるとの理解に 変化が認められる状況にはなか ったこと等
乙10	「親族法」(抜粋) (我妻栄)	写し	S36.4.10	同上
乙11	「民法読解 親族編」(抜 粋) (大村敦志)	写し	H27.12.25	同上
乙12	「家族法」(第3版)(抜 粋) (大村敦志)	写し	H22.3.25	同上
乙13	「憲法」(第3版)(抜粋) (渋谷秀樹)	写し	H29.4.30	同上
乙14	「憲法」(第7版)(抜粋) (長谷部恭男)	写し	H30.2.25	同上
乙15	「注釈日本国憲法(2)」(抜 粋) (長谷部恭男編)	写し	H29.1.30	学説において、同性婚を保障し ないことが憲法24条1項に違 反するものではないと指摘され ていること等
乙16	「家族法」(第2版)(抜 粋) (窪田充見)	写し	H25.1.10	同上
乙17	「憲法と家族」(抜粋) (辻村みよ子)	写し	H28.4.5	同上
乙18	「逐条日本国憲法審議録 第二巻」(抜粋)	写し	S37.7.30	憲法審議において、婚姻が男女 間のものであることを当然の前

	(清水伸編)			提として議論されていたこと等
乙19	「憲法判例百選Ⅰ」(第6版)(抜粋) (新村とわ)	写し	H25.11.15	条例制定権(憲法94条)に基づいて地方公共団体が各別に条例を制定することによって生ずる地域間の差異は、憲法の平等原則の射程外であると解されていること
乙20	「平等原則と違憲審査の手法」法学教室1996.12-No.195 (野中俊彦)	写し	H8.12.1	同上